

東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金交付要綱

8農振財森第478号

令和8年6月16日

(趣旨)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長(以下「理事長」という。)は、森林を守る都民基金設置規程(平成10年4月1日制定)、「東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要綱」(令和8年6月16日付8農振財森第476号。以下「実施要綱」という。)及び東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要領(令和8年6月16日付8農振財森第477号。以下「実施要領」という。)に基づき実施する助成事業(以下「助成事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(事業の募集及び事業計画書の提出)

第2 理事長は、助成事業(以下「本事業」という。)について、助成金額の上限及び申請期日その他の条件を公表した上で、助成の対象となる事業を募集する。

2 本事業を実施しようとする実施主体は、前項の条件を踏まえ次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 申出書(第3号様式)
- (4) その他理事長が必要と認める書類

3 理事長は、前項の規定により提出された書類が適切であると認めるときは、予算の範囲内において助成予定額を内示するものとする(第4号様式)。

(助成金交付の申請)

第3 前条第3項の内示を受けた者で助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、速やかに助成金申請書(第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の条件)

第4 理事長は、助成金の交付の決定に当たり、助成金の適切な執行を確保するため、必要な条件を付すことができる。

(助成金交付の決定)

第5 理事長は、第3の規定による申請内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、

申請者に交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

2 申請者は、前項の通知の内容又は付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

3 事情変更による決定の変更等

理事長は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(申請事項の変更)

第6 申請者は、申請事項について事業費の30%を超える減がある場合には、あらかじめ変更承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 変更事業計画書

(2) その他理事長が必要と認める書類

3 理事長は、前項による申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。

4 理事長は、変更承認のみ行う場合は変更承認通知書により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更・中止・廃止承認書(第7号様式)にて通知する。

(事業の中止又は廃止)

第7 申請者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を変更・中止・廃止承認書(第7号様式)にて通知する。

(事故報告書)

第8 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、申請者にその処理について必要な指示をしなければならない。

(状況報告)

第9 申請者は、理事長の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で理事長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令等)

第10 理事長は、申請者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

2 理事長は、申請者が前項の命令に違反したときは、申請者に助成事業の一時停止を命ずる。

(実績報告)

第11 申請者は、その事業が完了したとき、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに事業実績報告書(第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12 理事長は、第11の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知する(第9号様式)。

2 申請者は、助成金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに助成金交付請求書(第10号様式)1部を理事長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13 理事長は、第12の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 第11の規定は、申請者が必要な措置をした場合において準用する。

(決定の取消し)

第14 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは助成金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。

(助成金の返還)

- 第15 理事長は、第14の規定による取消しをした場合には、申請者に通知するとともに助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 第12第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第16 申請者は、第14の規定による取消しを受け助成金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 申請者は、助成金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

- 第17 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第15第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第16第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18 第16第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金の一時停止等)

- 第19 理事長は、助成金の返還を命ぜられた申請者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該助成金と未納付額

とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第20 申請者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの)を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、申請者が理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、理事長の指定する額を都に納付させるものとする。

3 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前二項によりがたい場合には、理事長に協議することができる。

(帳簿の整理、管理等)

第21 申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 申請者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第22 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月16日から施行する。

第1号様式(実施要綱第2、第6関係)

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

住 所

法人名

代表者

(押印省略)

(変更)事業計画書

1 多摩産材合板生産費用

木材の管理方式(いずれかにチェック) 物理的分離方式 ボリュームクレジット方式

	生産量(枚)	総事業費(円)	経費の負担区分(円)		
			助成費用	事業者負担	その他
1					
2					
計					

※消費税及び地方消費税等相当額を除く額とする。

2 利用事業者登録に係る費用(該当する場合、いずれかにチェック)

利用事業者認定料 _____円

利用事業者更新認定料 _____円

【添付資料】(添付資料をチェック)

生産する合板の規格、東京の木多摩産材の割合に関する資料

木材及び合板の分別管理方法(分別方法が分かる図面・写真等)

使用する東京の木多摩産材及び国産材の仕入先の産地認証の資格に関する資料

ボリュームクレジット方式で生産する場合、混入の恐れがある仕入れ先の産地認証の資格に関する資料

2のみを申請する場合、申請合板を生産委託により生産していることが分かる資料

※ 本様式は、助成金の事業計画書、交付申請及び変更申請に共通して使用する。

第2号様式(実施要綱第2の2に適用)

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要綱第3の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第14の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

申 出 書

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要綱第3の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者は、以下の1又は2に該当し、かつ3、4、5、6のいずれにも該当することを申し出ます。

- 1 申請合板を自ら生産します。
- 2 申請合板を生産委託により生産します。なお、当該生産委託により生産した多摩産材合板に係る助成金の申請は、下記事業申請者一者のみが行います。
- 3 ボリュームクレジット方式で木材の管理を行う場合、申請合板に混入する恐れのある木材は全て東京の木多摩産材又は国産材です。
- 4 申請合板の生産にあたり、本事業以外の他の補助金を利用する場合、本事業と他の補助金とで対象経費は明確に区分できます。
- 5 申請合板の生産に使用する木材及び助成合板は実施要領第4の定めに従い適切に管理します。
- 6 助成合板及び助成合板を用いて製作した木材製品を販売する際には、実施要領第7の定めを遵守します。

また、この申出に違反又は相違があり、同要綱第14の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

第4号様式（実施要綱第2関係）

農振財森第 号

年 月 日

殿

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

理事長

（ 公 印 省 略 ）

年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業の内示について

このことについて、下記のとおり「東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業費助成金」を内示する。

記

1 東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業費助成金の額

金 円

（内訳）

東京の木多摩産材を原材料とする合板生産費用

金 円

利用事業者認定に係る費用

金 円

第5号様式（実施要綱第3、第6、第7関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 殿

住 所

法人名等

代表者名

年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金
（交付・変更・中止・廃止）申請書

下記のとおり助成金の交付を受けたいので、東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業費助成金交付要綱（第3、第6、第7）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 関係書類

(1) (変更) 事業計画書 (第1号様式)

(2) 誓約書 (第2号様式)

(3) 申出書 (第3号様式)

(4) その他理事長が必要と認める資料

※ 本様式は、助成金の交付申請、変更申請、中止及び廃止に共通して使用する。

第6号様式（第5関係）

農振財森第 号
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金については、同助成金交付要綱第5の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり助成金の交付を決定する。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 助成事業の内容
助成事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 3 通則
助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

住 所

法人名

変更・中止・廃止承認書

年 月 日付 号をもって交付決定した 年度東京の木多摩産材を
原材料とする合板生産支援事業助成金については、提出された変更・中止・廃止申請書を審査し
た結果、適当であると認められるので、申請内容のとおり承認する。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

〔公印省略〕

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長

殿

住 所

法人名等

代表者名

(押印省略)

年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 農振財森第 号により助成金交付決定を受けた事業について、助成金交付決定を受けた事業が完了したため、助成金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 多摩産材合板生産費用

木材の管理方式 物理的分離方式 ボリュームクレジット方式
(いずれかにチェック)

	生産量 (枚)	総事業費 (円)	経費の負担区分 (円)		
			助成費用	事業者負担	その他
1					
2					
計					
交付決定額					
差額					

※本事業に係る実績値を記載すること。

※消費税及び地方消費税等相当額を除く額とする。

2 利用事業者登録に係る費用

区分	事業費（円）	経費の区分（円）	
		財団助成金	事業者
利用事業者登録料			
利用事業者更新料			
交付決定額			
差額			

3 事業完了年月日

年 月 日

【添付資料】（添付資料をチェック）

- 生産する合板の規格、東京の木多摩産材の割合に関する資料
- 木材及び合板の分別管理方法（分別方法が分かる図面・写真等）
- 使用した東京の木多摩産材及び国産材の産地認証と合法性の証明に関する資料
- ボリュームクレジット方式で生産した場合、混入の恐れがある多摩産材及び国産材の産地認証に関する資料
- 2のみを申請する場合、申請合板を生産委託により生産していることが分かる資料

住 所

法人名

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度東京の木多摩産材
を原材料とする合板生産支援事業助成金については、提出された実績報告書を審査した結果、当該助
成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を
金 円に確定する。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

第10号様式（第12の2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長

殿

住 所

法人名等

代表者名

T E L

年度東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金請求書

年 月 日付 農振財森第 号に基づき確定した助成金について下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	金	円
確定額	金	円
今回請求額	金	円

振込先

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	コード	
本・支店名		本店・支店・出張所	コード	
預金種別				
口座番号				
口座名義人				
カタカナ				